

# 京橋・瓦橋共同溝機械設備点検整備業務委託

特 記 仕 様 書

岡 山 市

# 第1章 総 則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、国土交通省機械設備点検整備共通仕様書（案）（以下『共通仕様書』という。）でいう特記仕様書で、京橋・瓦橋共同溝機械設備点検整備業務委託（以下「本件」という。）の履行に適用する。
2. 本件の履行にあたっては、図面、特記仕様書によるほか、下記によるものとし、一般的事項は共通仕様書による。

なお、特記仕様書で定めた事項は、共通仕様書に優先するものとする。

- ①機械工事共通仕様書（案）（国土交通省）
- ②機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）
- ③土木工事共通仕様書（岡山市）
- ④道路関係設備（機械設備）点検・整備・更新マニュアル（案）（国土交通省）
- ⑤道路管理施設等点検整備標準要領（案）（国土交通省）
- ⑥各共同溝管理規定・各共同溝保安規定
- ⑦その他関連法規等

## 第2条 規格値

品質及び出来形の規格値は、原則として当該設備の完成図書に示す規格値によるものとし、完成図書に記載のない事項については、「機械工事施工管理基準(案)」を準用するものとする。なお、規格値及び基準値等についての記載が無いものについては、監督職員と協議するものとする。

## 第3条 履行期間

本件の履行期間は、履行期間内の雨天時（降雨、降雪）、土、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を見込んで設定している。

## 第4条 機械設備（又は施設）の操作

1. 運転操作に必要な燃料及び電力に要する費用は、発注者の負担とする。

## 第5条 提出図書

1. 提出図書の提出部数及び提出時期は次のとおりとする。ただし、監督職員と協議のうえ工事情報共有システムを活用する提出図書については、提出時期のみ適用するものとする。
  - (1) 点検・整備業務計画書 1部（契約後速やかに）
  - (2) 点検・整備業務報告書 1部（点検整備完了後速やかに）

(3) 故障報告書（修理作業日数及び概算修理費を含む） 1部  
（点検完了後速やかに）

(4) 業務履行写真1部（点検整備完了後速やかに）

(5) その他監督職員が指示したもの1部（その都度）

2. 提出図書はJ I SのA4版とし、添付する図面の大きさはA版で製図寸法はミリ単位とする。

#### 第6条 点検・整備業務報告書

1. 受注者は、点検・整備業務報告書の点検・整備記録を総括する資料として別添1の点検整備履歴整理様式を作成し、提出するものとする。
2. 点検・整備業務報告書のとりまとめにあたっては、監督職員と別途協議すること。

#### 第7条 写真管理

本件の写真管理にあたっては、「機械工事施工管理基準(案)」に基づいて行わなければならない。なお、不具合箇所の写真については、小黒板なしの写真も撮影するものとする。

## 第2章 点検・整備の概要

#### 第8条 業務の概要

本件は、岡山市が管理する別表－1「点検整備対象設備等一覧表」に示す機械設備等の機能保持を目的として設備全般の月点検、年点検並びに整備を行うものである。

#### 第9条 点検整備の範囲

1. 本件の範囲は、別表－1「点検整備対象設備等一覧表」に示す各設備の各機器及び装置全般の点検及び整備とする。

#### 第10条 設備の主要仕様

対象設備の主要仕様は、別表－1「点検整備対象設備等一覧表」に示すとおりとする。

#### 第11条 実施時期及び実施回数

1. 点検整備の実施時期及び回数は次のとおりの予定する。なお、詳細工程については監督職員に提出するものとする。

| 点検整備<br>の種別 | 管理運転<br>の有無 | 実 施 時 期 (月) |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | 回数 |   |   |
|-------------|-------------|-------------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|----|---|---|
|             |             | 4           | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 |    | 3 |   |
| 共同溝付<br>帯設備 | 有           |             |   | ◎ |   |   |   |    |    |    | ○ |   |    |   | 1 |
| 臨時点検        | —           | —           |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | 適宜 |   |   |
| 保全整備        | —           | —           |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | 適宜 |   |   |
| 緊急整備        | —           | —           |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | 適宜 |   |   |

※ ◎：年点検      ○：月点検

2. 臨時点検、保全整備、緊急整備の具体的な実施時期については、監督職員の指示又は通知によるものとする。

## 第3章 点 検

### 第12条 点検要領

点検要領は、共通仕様書によるほか、「道路関係設備（機械設備）点検・整備・更新マニュアル（案）」、「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」等諸基準に基づき、当該施設に応じた点検要領を点検・整備業務計画書に記載するものとする。

### 第13条 点検作業

1. 受注者は、点検する各装置の保全と事故防止に留意し、設備等に損傷を受ける恐れのある場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うものとする。

#### 4. 共同溝付帯設備

設備の管理運転は、原則として行うものとするが、現場状況等により実施することが困難な場合は監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。

7. 点検作業中、早急に修理又は改善を要する不良・不具合箇所を発見した場合には不良・不具合箇所、故障の程度、修理に要する部品、数量、費用及び期間等を調査のうえ、速やかに監督職員に故障報告書により報告し、その指示に従うものとする。

特に軽微な調整又は整備によっても改善しないものについては、状況、箇所、程度、必要部品等について、早急に書面にとりまとめ、報告するものとする。

### 第14条 点検記録の作成

1. 点検時に収集した記録により機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音、振動等の状態を把握し、機械設備の過去の記録を含む経年変化等に基づいた今後の運用・維持・修繕に関する考察をとりまとめ、監督職員に提出するものとする。

する。

2. 点検の結果は、「道路関係設備（機械設備）点検・整備・更新マニュアル（案）」、「道路管理施設等点検整備標準要領（案）」に基づき、対象機器、部品毎に健全度を評価し、以降の整備や次回の点検に反映できるように点検記録としてとりまとめること。

#### 第15条 点検項目

1. 点検項目は、道路管理施設等点検整備標準要領（案）の各設備毎に記載されている項目及び管理運転とする。  
なお、上記点検・整備チェックシートに含まれていない項目であっても、機能確認上、当然必要と思われるものについては、これを充足するものとする。
2. 施工期間中に点検できない項目があった場合は、監督職員と協議のうえその指示に従うものとする。

#### 第16条 臨時点検

大雨、台風、地震等により監督職員より臨時点検の指示があった場合は、受注者は速やかに業務責任者を現地に派遣するものとする。

なお、臨時点検に要する費用は、発注者と協議のうえ必要により変更契約するものとする。

## 第4章 整 備

#### 第17条 整備内容

1. 本件で行う整備内容は、次のとおりとする。

| 設備名 | 整備箇所      | 整備内容  | 数量 |
|-----|-----------|---|----|
| 全設備 | 各装置等      | ・清掃及びグリスアップ（給油）   | 1式 |
|     | 点検結果の不良箇所 | ・調整又は予備品等を用いて簡単に行える整備<br>・塗膜の局所的な損傷を放置することによる錆の発生又は進行の抑制を目的とした筆塗り程度の簡易な補修塗装 | 1式 |

#### 第18条 整備要領

前条の整備に関する整備要領を点検・整備業務計画書に記載するものとする。

#### 第19条 整備作業

受注者は、整備する各装置の保全と事故防止に留意し、設備等に損傷を受ける恐れのある場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うものとする。

#### 第20条 整備記録の作成

整備時に収集した記録により機械設備の装置、機器の回転数・運転時間、寸法、温度、異音、振動等の状態を把握し、機械設備の過去の記録を含む経年変化等に基づいた今後の運用・維持・修繕に関する考察をとりまとめ、監督職員に提出するものとする。

#### 第21条 保全整備

本件の点検結果等から保全整備が必要と認められる場合は監督職員に報告するものとする。また、保全整備の指示があった場合はその指示に従うものとする。なお、保全整備に要する費用は、発注者と協議のうえ必要により変更契約するものとする。

#### 第22条 緊急整備

実運転時の機器トラブル等により、監督職員より緊急整備の指示があった場合は、受注者は速やかに点検技術者を現地に派遣し、復旧をはかるものとする。なお、緊急整備に要する費用は、発注者と協議のうえ必要により変更契約するものとする。

## 第5章 雑 則

#### 第23条 緊急時の連絡体制

受注者は、履行期間中の事故・災害発生時等における監督職員からの緊急の指示に対応できるよう、連絡体制を確立して備えるものとする。

また、臨時点検等に対応するため、夜間及び土日祝祭日であっても、業務責任者を速やかに現地に派遣できる体制を確保するものとする。

#### 第24条 共同溝入溝時の安全対策

1. 受注者は、事前に担当課（北区役所地域整備課）において所定の入溝手続きを行い、鍵等を受け取るものとする。
2. 点検作業員が入溝する際は、常に2名以上とし、入溝・出溝には電源の開閉、「入溝中」の表示灯の点灯、消灯を確認のうえ施錠すること。
3. 入溝する入口開口部は入溝時、内側より施錠を行い、やむを得ない事由で出入

口の鍵を開けておく場合、出入口に警備員を配置し、開放部分には防護柵を設置して「点検中入溝中」の表示で関係者以外の進入防止を行うものとする。

4. 入溝時には、10分程度の換気を行うほか労働安全衛生法に適合した十分な安全状況確認のうえ、点検を開始するものとする。
5. 共同溝占有者が作業している場合は、作業状況を把握して点検作業を行うこと。
6. 共同溝内は禁煙とし、発注者の承認を受けた場合を除き火気を使用してはならない。
7. 当日の作業終了時は、監督職員又は担当課等へ速やかに連絡するものとする。

別表-1 点検整備対象設備等一覧表

| 設備名     | 路線名   | 距離標・地名                         | 主要仕様             |                      |
|---------|-------|--------------------------------|------------------|----------------------|
|         |       |                                | 設備名              | 仕様                   |
| 共同溝付帯設備 |       | 岡山市北区東中央町～岡山市北區大供<br>(瓦橋共同溝)   | 水中ポンプ            | φ50×0.75kw×6台(自動交互式) |
|         |       |                                |                  | φ65×1.50kw×4台(自動交互式) |
|         |       |                                | 排水ポンプ制御盤         | 1面(換気制御盤兼用)          |
|         |       |                                | 軸流ファン            | φ1,120×1.50kw×1台     |
|         |       |                                |                  | φ1,120×3.70kw×1台     |
|         |       | 換気制御盤                          | 1面               |                      |
|         |       | 手元開閉器                          | 各1面              |                      |
|         |       | 岡山市北區京橋南町～岡山市北區東中央町<br>(京橋共同溝) | 水中ポンプ            | φ50×0.40kw×4台(自動交互式) |
|         |       |                                |                  | φ50×0.75kw×6台(自動交互式) |
|         |       |                                | 排水ポンプ制御盤         | 1面(換気制御盤兼用)          |
| 軸流ファン   |       |                                | φ1,120×18.5kw×1台 |                      |
| 換気制御盤   |       |                                | 1面               |                      |
|         | 手元開閉器 | 各1面                            |                  |                      |